



長労発基0730第1号
平成26年7月30日

長崎県福祉保健部
福祉保健課課長
南部 正照 殿

長崎労働局労働基準部長



安全推進者の配置等に係るガイドラインの周知等について（依頼）

盛夏の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また労働災害防止対策等労働行政の推進につきましては日頃よりご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、長崎県内の平成26年6月末時点の全産業における休業4日以上労働災害は602件と過去5年の同期比で最多となり、対前年比では77件（14.7%）増加している状況であります。

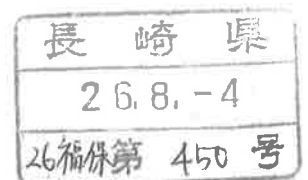
中でも第三次産業における労働災害の増加は顕著であり、社会福祉施設などを含む保健衛生業においては、同6月末時点における休業4日以上労働災害が73件発生しており、当該業種においても過去5年の同期比で最多と憂慮すべき状況にあります。

こうした状況を踏まえ、長崎労働局では平成25年度から平成29年度までの5年間を計画期間として「第12次労働災害防止計画」を策定し、第三次産業、とりわけ社会福祉施設等の労働災害削減の数値目標を掲げ推進しているところではありますが、上述の労働災害増加の背景の一つには、特に労働者数50名未満の事業場において、安全管理者又は安全衛生推進者の選任や安全委員会の設置の義務付けがなく、安全管理体制が構築されていないことが考えられるところであります。

従って、今般、別添のとおり社会福祉施設などの業種を含む「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種」について、「安全推進者の配置等に係るガイドライン」が策定され、常時使用する労働者が10人以上の事業場について、当該ガイドラインの周知を図ることとなりました。

つきましては、貴職におかれましては、これら労働災害の防止のため、当該ガイドラインについてご理解いただき、別添のパフレットを対象事業場の指導監査時等に事業場あて配布する等によりご周知いただき、労働災害撲滅のためなお一層のご協力をお願い申し上げます。

また、お忙しいところ申し訳ありませんが、先日ご説明いただいた関係協議会等に関する名簿について、情報提供いただきますよう併せてお願い申し上げます。



労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における 安全推進者の配置等に係るガイドライン

1 目的

本ガイドラインは、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第2条第3号に掲げる業種に属する事業場において、安全の担当者（以下「安全推進者」という。）を配置することにより、当該事業場の安全管理体制を充実し、これらの事業場における労働災害防止活動の実効を高め、労働災害の減少に資することを目的とする。

2 対象事業場

令第2条第3号に掲げる業種の事業場であって、常時10人以上の労働者を使用するものを対象とする。

なお、第12次労働災害防止計画において労働災害削減の数値目標を掲げた重点業種である以下に掲げる業種の事業場については、特に重点的に本ガイドラインに基づく安全推進者の配置に取り組むものとする。

- ・ 小売業（令第2条第2号に含まれる各種商品小売業、家具等小売業及び燃料小売業を除く。）
- ・ 社会福祉施設
- ・ 飲食店

3 安全推進者の配置等

(1) 安全推進者の要件

安全推進者は、職場内の整理整頓（4S活動）、交通事故防止等、業種の別に関わりなく事業所内で一般的に取り組まれている安全活動に従事した経験を有する者のうちから配置するものとする。

なお、常時使用する労働者が50人を超える事業場や労働災害を繰り返し発生させた事業場については、安全に対する知見を少しでも多く有する者を配置する観点から、以下の者を配置することが望ましい。

- ア 安全衛生推進者の資格を有する者（安全衛生推進者養成講習修了者、大学を卒業後1年以上安全衛生の実務を経験した者、5年以上安全衛生の実務を経験した者等）
- イ アと同等以上の能力を有すると認められる者（労働安全コンサルタントの資格を有する者、安全管理士の資格を有する者又は安全管理者の資格を有する者）

(2) 安全推進者の配置

原則として、事業場ごとに1名以上配置するものとする。ただし、安全推進者の職務を遂行しうる範囲内において、一定区域内の複数の事業場で1名の安全推進者を配置することとしても差し支えないものとする。

(3) 安全推進者の氏名の周知

事業者は、安全推進者を配置したときは、その氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知するものとする。

4 安全推進者の職務

本ガイドラインの対象業種でみられる災害の多くは、転倒災害、荷物の運搬等による腰痛、階段等からの墜落・転落や交通労働災害など日常生活でも起こりうる性質のものであり、その防止のためには、職場環境や作業方法の改善、安全衛生教育の実施といった安全活動の必要性についての認識を事業者、労働者ともども高める必要がある。

こうした現状を踏まえ、安全推進者は、事業の実施を総括管理する者を補佐して、以下の職務を行うものとする。

なお、事業者は、こうした安全推進者の活動を実効あるものとするために、安全推進者に対して必要な権限を与えるとともに、知識の付与や能力の向上にも配慮するものとする。

(1) 職場環境及び作業方法の改善に関すること

(例：職場内の整理整頓（4S活動）の推進、床の凸凹面の解消等職場内の危険箇所の改善、刃物や台車等道具の安全な使用に関するマニュアルの整備 等)

(2) 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること

(例：朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、荷物の運搬等の作業に係る安全な作業手順についての教育・研修の実施 等)

(3) 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

(例：労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告の作成及び労働基準監督署長への提出 等)

～小売業、社会福祉施設、飲食店などの事業主の皆様へ～

「安全推進者の配置等に係るガイドライン」が示されました

第12次労働災害防止計画では、第三次産業を重点に労働災害防止対策を推進していますが、労働安全衛生法により安全管理者又は安全衛生推進者の選任義務のない業種【※労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種（下表の「第3号」参照）】で労働災害が多発していることから、これらの業種のうち常時10人以上の労働者を使用する事業場の安全管理体制を充実し、労働災害防止活動の実効性を高めるため、安全推進者の配置等を促進することとなりました。

該当する事業場では、安全推進者を配置し、職場環境の改善や安全意識の啓発などに関する事項を行わせるようにしましょう。

〈ガイドライン策定前〉

施行令第2条	該当する業種	労働者数 常時50人以上	労働者数 常時10人～49人
第1号	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	安全管理者の 選任義務あり	安全衛生推進者の 選任義務あり
第2号	製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、 各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、 各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、 燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、 機械修理業		
第3号	「その他の業種」 ・小売業（上記第2号に含まれる各種商品小売業、 家具等小売業及び燃料小売業を除きます。） ・社会福祉施設 ・飲食店 など	安全管理者、安全衛生推進者の選任義務なし	

（注） 衛生管理者・衛生推進者の選任については、労働安全衛生法により別途定めがありますので、留意してください。



〈ガイドライン策定後〉

第3号	「その他の業種」 ・小売業（上記第2号に含まれる各種商品小売業、 家具等小売業及び燃料小売業を除きます。） ・社会福祉施設 ・飲食店 など	安全推進者の配置義務あり
-----	--	---------------------

（注） 衛生管理者・衛生推進者の選任については、労働安全衛生法により別途定めがありますので、留意してください。

ガイドラインのポイント

1 対象事業場

労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種のうち、常時10人以上の労働者を使用するもの。

2 安全推進者の要件

職場内の整理整頓（4S活動）、交通事故防止等、業種の別に関わりなく事業所内で一般的に取り組まれている安全活動に従事した経験を有する者のうちから配置すること。

なお、常時使用する労働者が50人を超える事業場や労働災害を繰り返し発生させた事業場については、以下の者を配置することが望ましい。

ア 安全衛生推進者の資格を有する者（安全衛生推進者養成講習修了者、大学を卒業後1年以上安全衛生の実務を経験した者、5年以上安全衛生の実務を経験した者等）

イ アと同等以上の能力を有すると認められる者（労働安全コンサルタント、安全管理士又は安全管理者の資格を有する者）

3 安全推進者の配置

原則として、事業場ごとに1名以上配置すること。

4 安全推進者の氏名の周知

安全推進者の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示するなどにより関係労働者に周知すること。

5 安全推進者の職務

安全推進者は、事業の実施を統括管理する者を補佐して、以下の職務を行うこと。また、事業者は、安全推進者に対して必要な権限を付与するとともに、知識の付与や能力の向上に配慮すること。

① 職場環境及び作業方法の改善に関すること

（例：職場内の整理整頓（4S活動）の推進、床の凸凹面の解消等職場内の危険箇所の改善、刃物や台車等道具の安全な使用に関するマニュアルの整備など）

② 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること

（例：朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、荷物の運搬等の作業に係る安全な作業手順についての教育・研究の実施など）

③ 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

（例：労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告の作成及び労働基準監督署長への提出など）

ホームページのご案内

労働災害統計などは、こちら

厚生労働省
長崎労働局

労働災害統計などは、こちら

労働災害防止パンフレットなどはこちら

STOP 労働災害
長崎労働局健康安全課は 664円

【労働災害統計、各種労働災害防止パンフレットなどに関するお問い合わせ先】

長崎労働局労働基準部健康安全課 ☎095-801-0032

長崎労働局ホームページ <http://nagasaki-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/>

